

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 30日

尼崎市長 殿

提出者



住所 兵庫県尼崎市杭瀬北新町1丁目
5番11号
氏名 宮崎建設株式会社
代表取締役社長 宮崎健一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6401-2621

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	尼崎市内各工事現場
事業場の所在地	尼崎市内一円
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	212,800万円（令和4年12月31日現在）
③従業員数	29人（令和5年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	排出量	
	（これまでに実施した取組） 分別および再生利用のための十分な技術力を有する処理業者を選定し、 書面による契約を徹底すると共に、日本産業廃棄物処理振興センターの JWNET加入並びに㈱リバスタの電子マニフェスト運用サポート契約締結 による着実なマニフェスト施行により、適切な産廃処理を担保する。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	排出量	
	（今後実施する予定の取組） ・簡易梱包の建築資材を優先的に採用する。 ・廃棄物化時点で、再生利用し易い建築資材を優先的に採用する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別に努め、適切に処理する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き分別に努め、適切に処理する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 特になし。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 特になし。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 特になし。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 特になし。	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(これまでに実施した取組) 委託基準に基づき、可能な限り再生利用業者を選定しているほか、コスト的に大差がない限り優良認定処理業者を選定している。	

(第5面)

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別添3 集計表のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用業者や優良認定処理業者に優先的に処理委託を行うほか、委託先の分別作業場や最終処分場の現地確認を定期的実施する。		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

令和5年5月30日

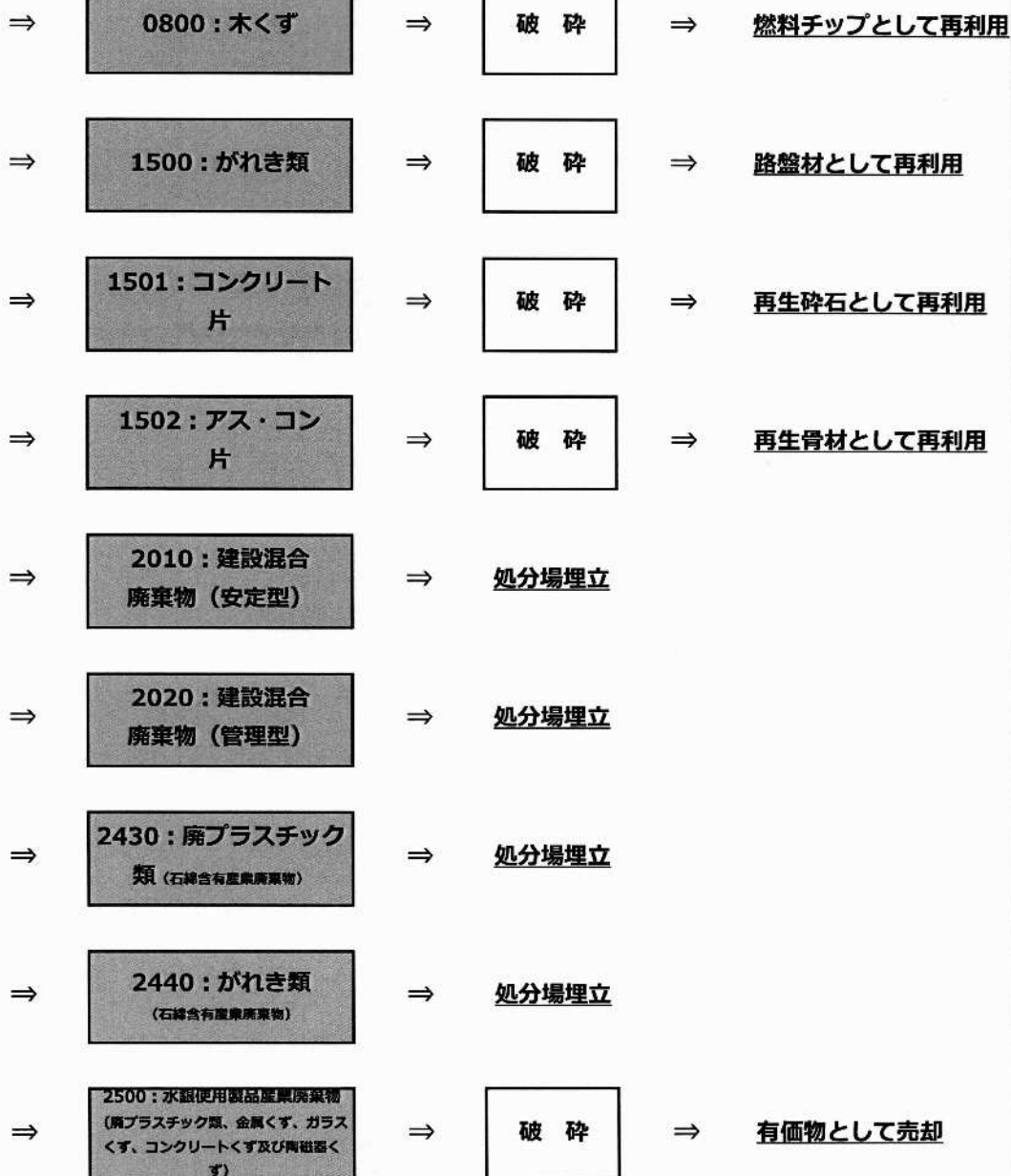
混合ガラ



産廃処理業者（以下の工程は委託）

II

分
別
作
業



0221:建設汚泥

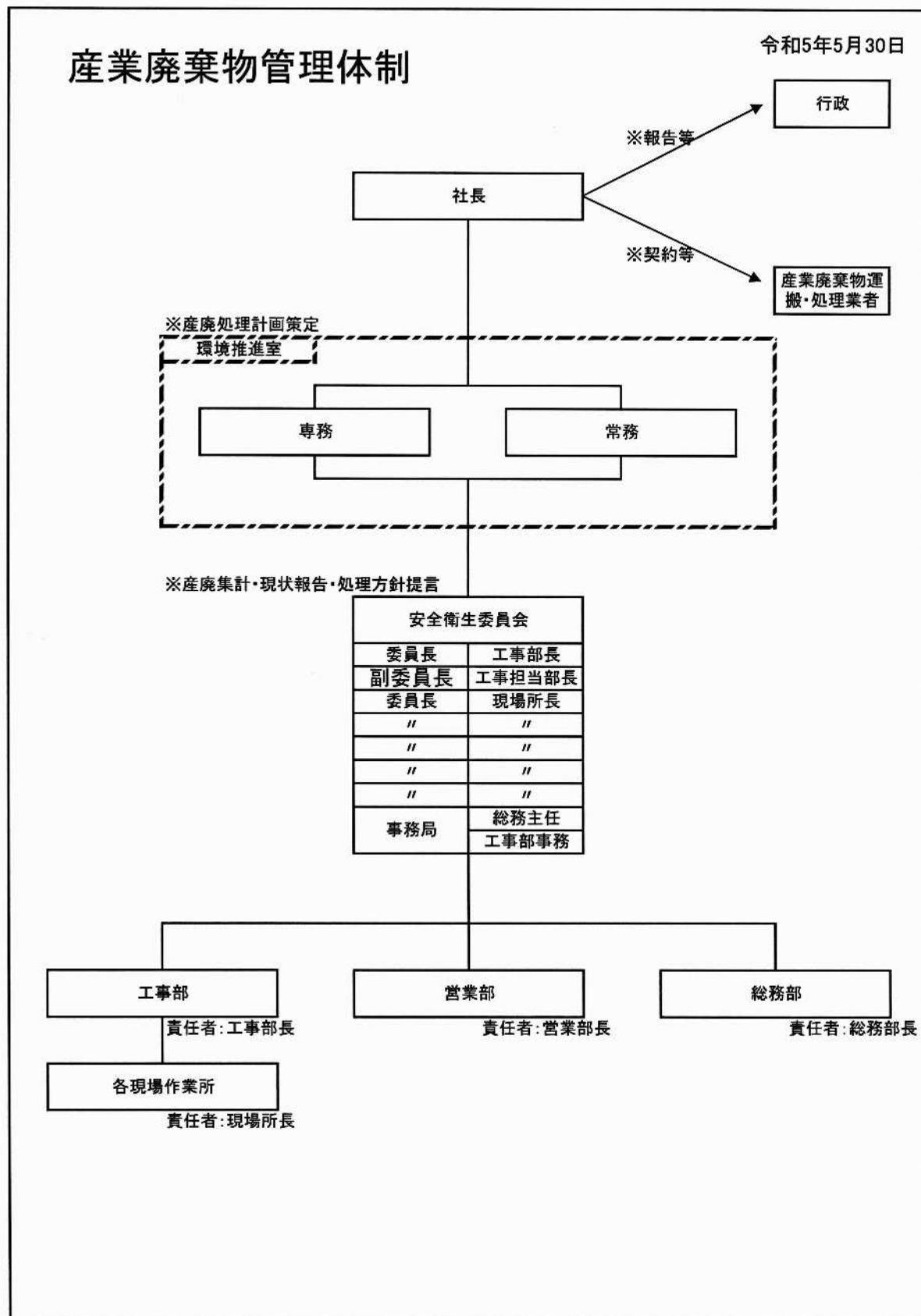
⇒

造粒固化

⇒

有価物として再生利用

別添2 管理体制図



別添3 集計表

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量（目標）

令和5年5月30日

産業廃棄物の種類	排出抑制		自らの再生利用を行った(行う)量		自らの熱回収を行った(行う)量		自らの中間処理減量した(する)量		海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託						特定国産資源への転用	
	排出量		行った(行う)量		行った(行う)量		減量した(する)量		行った(行う)量		全処理委託量		特定国産資源への処理委託量		特定国産資源への処理委託量		特定国産資源への転用	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0221 建築廃材	396.00	400.00	-	-	-	-	-	-	-	-	396.00	400.00	0.00	0.00	266.00	400.00	0.00	0.00
0800 水くず	77.00	100.00	-	-	-	-	-	-	-	-	77.00	100.00	77.00	100.00	52.36	100.00	0.00	0.00
1500 がいねん	65.12	100.00	-	-	-	-	-	-	-	-	65.12	100.00	65.12	100.00	58.61	100.00	0.00	0.00
1501 コンクリート	2,725.67	1,500.00	-	-	-	-	-	-	-	-	2,725.67	1,500.00	2,725.67	1,500.00	2,453.10	1,500.00	0.00	0.00
1502 アスベスト	109.80	100.00	-	-	-	-	-	-	-	-	109.80	100.00	0.00	0.00	98.10	100.00	0.00	0.00
2010 建設資材廃棄物（固定型のみ）	31.28	50.00	-	-	-	-	-	-	-	-	31.28	50.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2020 建設資材廃棄物（可搬型含む）	98.54	100.00	-	-	-	-	-	-	-	-	98.54	100.00	98.54	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2430 プラスチック類（石油系廃棄物）	1.40	1.00	-	-	-	-	-	-	-	-	1.40	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2440 繊維類（石油系廃棄物）	16.28	15.00	-	-	-	-	-	-	-	-	16.28	15.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2500 金属類（石油系廃棄物）	0.02	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	0.00	0.02	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00
2510 金属類（鉄・鋼）																		
2520 金属類（銅・アルミニウム）																		
2530 金属類（鉛・亜鉛）																		
2540 金属類（スズ・ニッケル）																		
2550 金属類（その他）																		
合計	3,521.11	2,366.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,521.11	2,366.00	2,966.35	1,800.00	2,928.19	2,200.00	0.00	0.00